

泉区地域防災拠点訓練実施要領（簡易版）

1 訓練① 地域防災拠点開錠・被害状況確認訓練 実施要領（例）

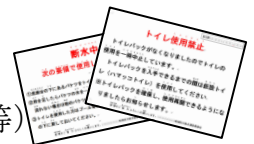
参加者（避難者）を受け入れる前に拠点（〇〇学校）施設の被害状況等を「地域防災拠点確認票1・2」に基づいて確認し、避難者受入可否（拠点開設）の判断をします。

※確認票は「地域防災拠点」開設・運営マニュアル資料編（様式集 P39～40）

【解説】確認した結果、体育館の天井が崩落していたり、窓ガラスが全て割れている等、避難者を受け入れることが困難な場合は、応急処置を行うまでの間、避難者を一時的にグラウンド等に待たせておくことも必要になります。

2 訓練② 男女のニーズの違いに配慮した開設運営スターターキット設置 及び 災害時（断水時等）のトイレ使用方法表示訓練 実施要領（例）

避難所における女性・子ども等への暴力対策及び男女ニーズの違いを考慮した避難所運営を目的として「授乳室」「更衣室」等のスペースを確保し、表示を行います。



また、災害時のトイレの状況（断水・下水管破損・トイレ使用不能等）に合わせた利用法方法を表示（『断水中、水バケツを使用してください』や『水洗不可、トイレパックを使用してください』等）し、実際のトイレ利用に必要な資機材等を設置します。

※訓練参加者は表示や、対策したトイレを見学することで取組の理解を深めます。

3 訓練③ 情報受伝達訓練 実施要領（例）

区本部と情報受伝達をデジタル移動無線機を活用して連絡手段を確保します。

※泉区災害対策本部 訓練時使用番号『*』『8』『8002311』

（無線交信例）

拠点 『〇〇学校地域防災拠点から泉区災害対策本部』

区 『泉区災害対策本部です〇〇学校 どうぞ』

拠点 『こちら〇〇学校です〇：〇〇、地域防災拠点開設しました どうぞ』

区 『泉区災害対策本部、〇〇学校地域防災拠点〇：〇〇開設了解しました』

『後程、被害状況、避難者数の確認を行いますので情報収集しておいてください どうぞ』

拠点 『〇〇学校地域防災拠点、了解しました』『以上、通信終わります』

【解説】 防災備蓄庫から「防災無線電話機」と「デジタル移動無線機延長コード」を取り出し、職員室前にある無線機用モジュージャックに差し込むことで職員室に入れられない状況でもデジタル移動無線機が使用可能となります。

無線機は主に区職員等が使用することが考えられますが、職員の到着が遅くなる可能性もあることから、職員がいなくても使用できるようにしておきましょう。

※地域防災拠点開設の目安は建物等の外観、トイレ等の機能点検を一とおり確認して避難者受け入れ可能と判断したタイミングで開設報告をします。

4 訓練④ 避難訓練・避難者受け入れ訓練 実施要領（例）

訓練参加者は各自治会・町内会等の『いつとき避難場所』で人員（安否・被害）確認し地域防災拠点に移動します。

地域防災拠点に到着したら受付を行います。

※参加者（代表）は受付で避難者カードに必要事項を記載します。

※避難者カードは「地域防災拠点」開設・運営マニュアル資料編（様式集 P53～56）

【解説】 実災害では『いつとき避難場所』において余震の様子を見ながら各地域の防災担当になっている方が中心となって地域住民の安否確認を実施するのが望ましいです。安否確認後に自宅の様子を見に戻り、自宅が倒壊の恐れがある等、**自宅に住むことが困難な方のみ**が地域防災拠点に避難します。

また、横浜市内の1か所以上の区で震度5強以上の地震が発生した場合は、被害の有無にかかわらず横浜市内全ての地域防災拠点開設することとなるので運営委員となっている人は、各学校に自動的に参集し開設準備を行います。

【解説】 実災害では各自治会・町内会でまとまって避難してこないケースの方が多く発生することも考えられます。受付で個別に「避難者カード」の記入をお願いすることになりますので、避難者が多く発生した場合に受付を通らずに体育館に入ってしまったら、避難者の動線等を確認しておきましょう。

5 訓練⑤ 炊飯訓練・物資配布訓練 実施要領（例）

移動式炊飯器等による炊飯訓練を実施し、参加者に配布します。

また、訓練実施年度に有効期限間近となる備蓄食料(区から配布可と言われた物品に限る)を配布します。

6 訓練⑥ 参加者体験訓練（⑥-1～7）

3～4項目程度、地域防災拠点運営（生活基盤形成等）に必要な訓練を参加者が実際に体験します。

※参加者全員で一斉に実施するか班分けしローテーションで実施するか効率の良い方法で実施します。

訓練⑥-1 避難場所割り振り訓練 実施要領（例）

訓練がスムーズに行われるように見本としていくつか区割りを事前に作成します。

参加者は見本の区割りを参考にしながら〇区画分の表示を作成します。

割り振り訓練後、訓練②（男女のニーズの違いに配慮した開設運営スターターキット設置及び、災害時のトイレ使用方法表示）で設置した箇所を見学し、避難所が開設された場合の状況等を確認します。

【解説】 体育館区割りは一人あたり 1m×2m (2 m²) になります。



※区割りイメージ

全ての個人区画が通路に接するようにします。

訓練⑥-2 災害時仮設トイレ（ハマッコトイレ・汲取り式トイレ）設置訓練

○ ハマッコトイレ 実施要領（例）

（事前準備）

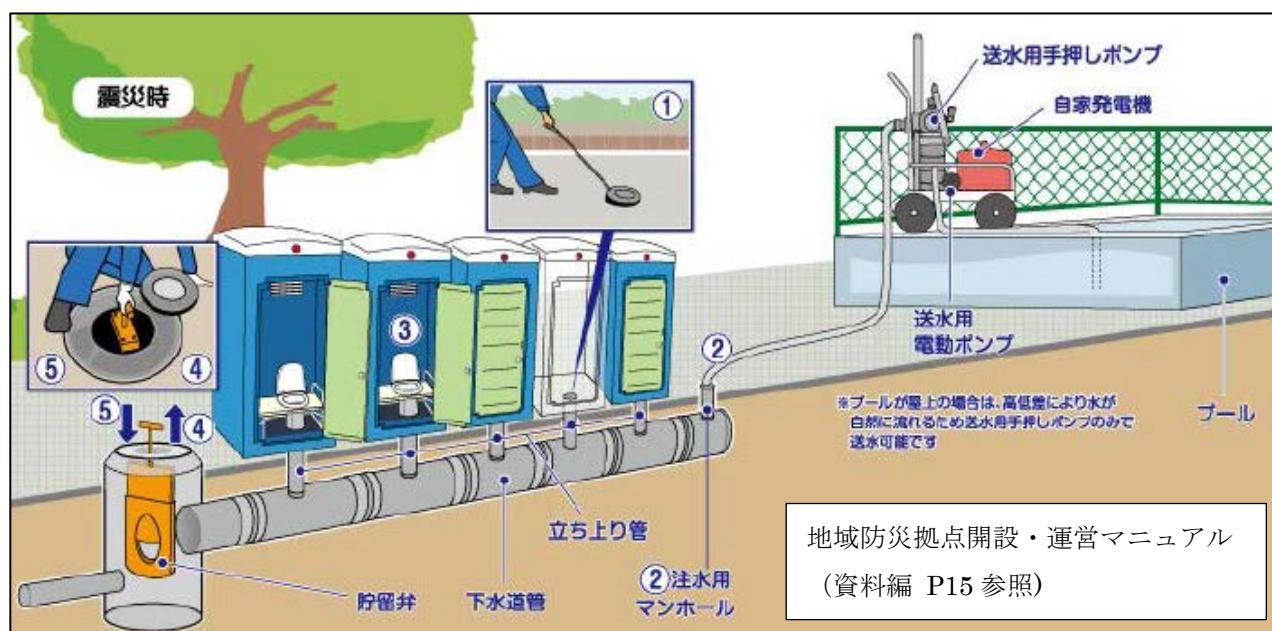
事前に見本としてハマッコトイレを1基を組み立て設置します。

プール等の水源に送水用ポンプを置き、ハマッコトイレまで送水ホースを延長します。

（参加者体験）

- ① マンホールの開閉要領を体験します。
- ② ハマッコトイレを組み立てます。
- ③ 送水用ポンプを操作し、トイレ下の配管に水を溜めます。
- ④ 貯留便を操作し、配管の水を下水管に排水します。

※①～④、繰り返し実施（参加者人数により②省略）



【解説】 体育館や校舎の既存のトイレと併用して使用することができます。
トイレは洋式タイプ5基（1基は車いす対応）あります。
約500人分の便が溜まったら貯留弁を操作し下水管に便を流すものです。
訓練等で送水ホースに水を通した場合はカビ防止のため乾燥させる必要があります。

○ 汲み取り式トイレ 実施要領（例）

（事前準備）

高齢者、子供、女性の使いやすさや安全面を配慮し、且つ、バキュームカーが入れる場所を選定します。

（参加者体験）

仮設トイレを組み立てます。

※訓練時間によっては事前組立し、見学のみ実施

【解説】 汲み取り式トイレはトイレパックが無くなってしまったり、ハマッコトイレ用の水（プール等）が無くなってしまった場合に使用開始するのが望ましいです。

震災当初から使用開始した場合、バキュームカーが各拠点に回収に向かうのは2日目以降となりますので回収までの間、汚物による悪臭が発生します。

訓練⑥-3 夜間を想定した照明等設置訓練 実施要領（例）

体育館内においてカーテン等で光を遮り、ランタンや投光器を活用して夜間に避難所でどの程度の明るさを確保できるのか体験します。

※発電機を使用する場合は必ず屋外で発電機を運転してください。

訓練⑥-4 救助資機材取扱い訓練（エンジンカッター・油圧ジャッキ）

○ エンジンカッター 実施要領（例）

切断物（鉄パイプ等）を準備し、切断体験を実施します。

○ 油圧ジャッキ 実施要領（例）

油圧ジャッキを組み立て重量物等を持ち上げる体験をします。

【解説】 救助資機材の取扱は危険が伴うため必ず安全な区画を用意し、訓練者以外が近づけないよう配慮する必要があります。

また、訓練指導者には横浜防災ライセンスリーダー有資格者（救助資機材取扱）を配置し、事故が発生しないような体制を整え実施してください。

訓練⑥-5 ペット同行避難訓練 実施要領（例）

（事前準備）

ペット避難場所を学校内のどこにするか事前に検討します。

訓練実施にあたり、学校内にペットを入れることについて学校長の承認を得ます。

訓練1か月前程度を目安に地域にペット同伴避難訓練について周知します。

（参加者体験）

訓練当日にペットとケージを持って参加します。

事前に定めた場所にケージを置きペットを入れます。

自分のペットが他の方が連れてきたペットの近くにいて異常（騒いだり、暴れたり）がないか確認します。

【解説】 訓練時に学校敷地内にペットを入れられない場合は公園等を仮の場所として実施してください。

また、実際に同伴訓練を行わない場合でも、ペット同伴に必要な資機材の展示だけをする事も可能です（泉区役所生活衛生課で貸し出すことができます TEL800-2451）。

訓練⑥-6 災害用地下給水タンク等を活用した応急給水訓練 実施要領（例）

○ 災害時地下給水タンク

（事前準備）

実施する場合、水道局三ツ境水道事務所に「応急給水訓練依頼書」にて依頼します。

（TEL363-1541 FAX363-2630）

※他の訓練日程と重なる場合は、ご希望に添えないことがあります。

（参加者体験）

水道局職員指導の下、応急給水装置の組み立て等を実施します。

○ 簡易給水栓（受水槽）

災害時地下給水タンクが設置されていない拠点は学校受水槽を活用し、飲料水等を確保します。

訓練では受水槽排水口に簡易給水栓を取り付け飲料水の確保要領について確認します。

訓練⑥-7 その他の訓練（負傷者搬送・初期消火・起震車体験等）

それぞれの訓練内容に応じた資機材を準備し、訓練場所を確保します。

【解説】 初期消火訓練や煙体験、起震車体験等は消防署に事前に依頼する必要があります（依頼した際に消防と実施要領を調整してください）。

地域防災拠点訓練は原則、避難所運営に関わる訓練を主訓練として実施するものなので、その他の訓練が主訓練（一般的な防災訓練）とならないようにしてください。